

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 再支給のご案内

1 支給対象世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給期間が終了した世帯に対し、再支給が可能です。
以下の要件にすべて当てはまる世帯は、令和4年6月末まで再支給の申請ができます。

※具体的な手続きは、自治体のホームページ等をご確認ください。

- **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、既に終了した／自立支援金（再支給）の申請月で終了すること**
- **収入が、①+②の合計額を超えないこと**
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
- **資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）**
- **今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと**
 - ・公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

支給額と支給期間は、初回の支給と同じです。

月額
の支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶支給手続きやお問い合わせ先は、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

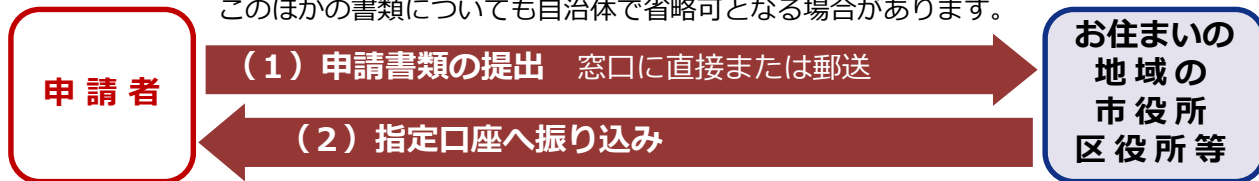
もう一度、お住まいの自治体へ申請が必要です。（申請期限：令和4年6月末まで）
申請書類に加え、下記①～⑥の添付書類が必要になります。申請の窓口や方法については、自治体のホームページ等をご確認ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

申請に必要な添付書類

① 本人確認、 世帯構成がわかる書類	住民票の写し
② 収入がわかる書類	給与明細等の写し
③ 資産がわかる書類	世帯員全員の通帳の写し
④ 求職活動関係書類	申請書に求職番号等を記載 生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し
⑤ 振込先口座がわかる書類	支給口座の通帳の写し
⑥ 自立支援金（初回）の決定、 過去の支給の状況がわかる書類	自立支援金（初回）の支給決定通知書の写し、 自立支援金（初回）が振り込まれていた通帳 の写し等

※⑤・⑥の書類は初回と同一自治体への申請の場合は省略可。
このほかの書類についても自治体で省略可となる場合があります。



お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030
[受付時間] 平日9:00～17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請に必要な書類の詳しい情報もご確認いただけます。
URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



自立支援金を利用できない方、自立支援金を受け終わった方へ

月10万円の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できる求職者支援制度など、
新型コロナの影響により生活にお困りの方を支えるための支援策を他にも用意しています。
各種支援策はこちらからご確認ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html



「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便
があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に
ご連絡ください。